

面会に係る規定

1. 目的

本規定は、入院患者への面会について必要な事項を定め、安全対策・感染対策・防犯対策等に配慮しつつ、患者にとって安全な療養環境を確保すること、患者とその家族等との交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

2. 基本方針

当院は、「ぬくもりの医療」の理念のもと、患者と家族等との交流が、双方の生活の質の向上及び尊厳の保持に資すること、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会時間

14 時00 分～19 時00 分

面会時間 20分間 ※診療、看護ケアその他の事情により、面会時間を調整することがある。

4. 面会人数

1 患者につき1回 3名まで

5. 面会者

家族・親族またはキーパーソン ※患者の希望により、その他の関係者の面会を認める場合がある。

※面会をお断りする場合

- (1) 発熱や咳、咽頭痛、鼻汁など呼吸器症状、下痢などの胃腸炎症状のある場合
- (2) 13 歳未満のお子さま(主治医が許可した場合はこの限りではない)
- (3) 感染症に罹患している場合
- (4) 7日以内に感染症患者との接触がある場合
- (5) 同居家族が感染症に罹患している場合
- (6) その他、医師または看護師が面会を不相当と判断した場合、感染症流行地域への渡航歴等のある場合

6. 面会場所

- (1) 食堂またはエレベーターホール
- (2) 患者の病状等により病室内

7. 面会手順

(1) 平日(外来診療時間内)は 2 階受付にて面会表に面会者氏名、患者氏名、時刻、体温を記入し、病棟ナース

ステーションにて病棟スタッフへ面会表を提出する。

(2) 平日の外来診療時間外および土日、祝祭日は病棟ナースステーションカウンターにて体温測定し、面会表に面会者氏名、患者氏名、時刻、体温を記入する。

※病棟スタッフが、面会者の体調等を確認し、面会の可否を判断し、面会可能な場合は、面会場所を案内する。

8.面会時の感染対策上の遵守事項

- (1) 面会前後に手指衛生を行う
- (2) サージカルマスク(不織布マスク)を着用する
- (3) 体温測定を行う
- (4) 患者の感染症の状況により、ガウン等の個人防護具を着用していただく場合がある。

9.面会時の留意事項

- (1) 病棟内での飲食・喫煙など院内で禁止された行為を行わない
※見舞い品として飲食物を持ち込む場合、病棟師長又は師長業務を代行する者の許可を得る
 - (2) 大声での会話や他患者の迷惑となる行為をしない
 - (3) 無断での病室移動や他患者の病室へ立ち入らない
 - (4) 無断の写真撮影、音声録音およびSNS等への投稿をしない
 - (5) 医療機器への接触や操作をしない
 - (6) 病院職員の指示に従う
- ※面会者が本規定に違反、又はそのおそれがあると認めたときは面会をお断りすることがある。

10.面会制限を行う場合

- ・院内または地域において感染症の流行が認められた場合
 - ・患者の病状や治療上の理由がある場合
 - ・病院内で医療安全および感染対策上必要と判断した場合
- これらは、感染状況等を感染対策委員会で確認し病院長の判断により決定する。

11.面会の特例

次の場合には時間外面会を認めることがある。

- (1) 病状説明
- (2) 重症患者
- (3) 付き添いが必要な場合(認知症やせん妄がある、意思疎通が困難などにより身体的・精神的支援を要する場合：付き添い条件:原則1名)
- (4) 終末期の患者
- (5) 主治医が必要と判断した場合

12.規定の周知

本規定内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族等へ周知する。

13.規定の制定および見直し

本規定は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

また、本規定の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえ、病院長の承認を得て決定する。

付則

この規定は 2026 年 4 月 1 日から施行する。